

商品概要説明書

当座貯金

(2026年4月1日現在)

商品名	・当座貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手・手形または当組合所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	—
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 （公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0763-32-8612）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA〇〇部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）
その他参考となる 事項	・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JAに対する解約の通知は書面によるものとします。 ・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当JAはその支払義務を負いません。 ・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ・呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ・この貯金は、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・2026年4月1日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとなみ野

商品概要説明書

普通貯金（ふくむすび）

（2026年4月1日現在）

商品名	・普通貯金
ご利用いただける方	・個人の方で、組合利用者の家族（※）の方（同居・別居は問わない）。 （※）家族とは、配偶者、および一親等・二親等をいう。 ・組合利用者以外の家族（まっさら新規先）は対象外とする。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年1月と7月の当JA所定の日を支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・総合口座による当座貸越ができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金無利息型（決済用）へ切替えることができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0763-32-8611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機

	<p>関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>																
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・組合利用者の家族が「新規口座開設」および下記の日時に「1 万円以上の口座残高」で、J A タウンギフトクーポン 2, 0 0 0 円をプレゼントいたします。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2026年4月1日～同年6月30日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年6月30日23:59現在</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2026年7月1日～同年9月30日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年9月30日23:59現在</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2026年10月1日～同年12月31日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年12月31日23:59現在</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2027年1月1日～同年3月31日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年3月31日23:59現在</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設は窓口における対面取引に限ります。 ・実施期間は 2 0 2 6 年 4 月 1 日から 2 0 2 7 年 3 月 3 1 日の一年間。ただし、実施期間の途中で終了する場合がございます。 ・プレゼントは四半期ごとに集計し、郵送にてお届けいたします。 	口座開設日	2026年4月1日～同年6月30日	→	同年6月30日23:59現在	口座開設日	2026年7月1日～同年9月30日	→	同年9月30日23:59現在	口座開設日	2026年10月1日～同年12月31日	→	同年12月31日23:59現在	口座開設日	2027年1月1日～同年3月31日	→	同年3月31日23:59現在
口座開設日	2026年4月1日～同年6月30日	→	同年6月30日23:59現在														
口座開設日	2026年7月1日～同年9月30日	→	同年9月30日23:59現在														
口座開設日	2026年10月1日～同年12月31日	→	同年12月31日23:59現在														
口座開設日	2027年1月1日～同年3月31日	→	同年3月31日23:59現在														

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A と な み 野

商品概要説明書

総合口座（ふくむすび）

（2026年4月1日現在）

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のみ（当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定代理人と取引を行います。） ・個人の方で、組合利用者の家族（※）の方（同居・別居は問わない）。 （※）家族とは、配偶者、および一親等・二親等をいう。 ・組合利用者以外の家族（まっさら新規先）は対象外とする。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めはありません。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払い戻しできます。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します（変動金利）。 ・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。 ・自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の合計額の90%（千円未満切捨て）、最高300万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率、定期積金の利回りに年0.75%上乗せした利率、または積立式定期貯金の利回りに年0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座無利息型（決済用）へ切替えることができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0763-32-8611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>																
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。 ・組合利用者の家族が「新規口座開設」および下記の日時に「1万円以上の口座残高」で、JAタウンギフトクーポン2,000円をプレゼントいたします。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2026年4月1日～同年6月30日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年6月30日23:59現在</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2026年7月1日～同年9月30日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年9月30日23:59現在</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2026年10月1日～同年12月31日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年12月31日23:59現在</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">口座開設日</td> <td style="padding-left: 10px;">2027年1月1日～同年3月31日</td> <td style="padding-left: 10px;">→</td> <td style="padding-left: 10px;">同年3月31日23:59現在</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設は窓口における対面取引に限ります。 ・実施期間は2026年4月1日から2027年3月31日の一年間。ただし、実施期間の途中で終了する場合がございます。 ・プレゼントは四半期ごとに集計し、郵送にてお届けいたします。 	口座開設日	2026年4月1日～同年6月30日	→	同年6月30日23:59現在	口座開設日	2026年7月1日～同年9月30日	→	同年9月30日23:59現在	口座開設日	2026年10月1日～同年12月31日	→	同年12月31日23:59現在	口座開設日	2027年1月1日～同年3月31日	→	同年3月31日23:59現在
口座開設日	2026年4月1日～同年6月30日	→	同年6月30日23:59現在														
口座開設日	2026年7月1日～同年9月30日	→	同年9月30日23:59現在														
口座開設日	2026年10月1日～同年12月31日	→	同年12月31日23:59現在														
口座開設日	2027年1月1日～同年3月31日	→	同年3月31日23:59現在														

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとなみ野